

第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、公募型プロポーザルを実施し、提案事業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本業務は、2カ年の債務負担事業とする。

(4) 業務委託料の上限額

6,380,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

[令和7年度:3,080,000円 令和8年度:3,300,000円]

※本金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

提案にあたっては、委託料の上限額を超えないものとし、超える場合は失格とする。

3 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 吉野川市暴力団排除条例（令和元年吉野川市条例第44号）第6条の規定に基づき、暴力団又は暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有する者を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

(4) 本市の入札参加資格を有しており、本プロポーザル実施の公告の日から契約締結日まで、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 受託前後を問わず、本市との連絡調整が緊密にできると及び委託業務を的確に遂行で

きる能力を有する者。

- (6) 総合計画、総合戦略、介護保険事業計画、地域福祉計画、障害者計画等の行政計画作成支援の実績を有する者。

4 選考スケジュール予定

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 公告 | 令和7年8月8日(金) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年8月20日(水) |
| (3) 質問回答期限 | 令和7年8月25日(月) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和7年9月1日(月) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和7年9月19日(金) |
| (6) 一次審査(3者を超える場合) | 令和7年10月 |
| (7) 二次審査(プレゼンテーション) | 令和7年10月 |
| (7) 選定結果の通知 | 令和7年10月下旬から令和7年11月上旬 |

5 質問及び回答

質問は、質問書【様式第9号】を作成し、「12 担当課」へ電子メールで送付すること。電子メールの件名を「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務 質問書 (法人名)」とし、電話にて到着の確認を行うこと。

(1) 質問書の提出期限

令和7年8月20日(水) 午後5時(必着)

(2) 回答方法

令和7年8月25日(月)までに電子メールにより回答する。

(3) その他

審査内容に関する質問は受け付けないこととする。

6 参加申込

(1) 提出書類

参加申込書【様式第1号】

(2) 提出部数

1部

(3) 提出場所及び方法

「12 担当課」へ持参または郵送(書留郵便に限る。)

※持参による場合は、事前に担当課へ連絡するとともに、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)とする。

(4) 提出期限

令和7年9月1日(月) 午後5時(必着)

(5) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式第2号】を提出すること。

7 企画提案書等の提出

提案書提出者選定通知書を受け取った者は、次の書類を提出するものとする。

提案は1者1案に限るものとし、書類提出後の差替え、修正、追加等（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く。）は認めない。

(1)提出書類

ア 企画提案書表紙【様式第3号】

イ 企画提案書

- ・別紙仕様書の内容を踏まえ、業務を遂行するための具体的な手法等を分かりやすく簡潔に記載すること。
- ・様式はA4版サイズとし、縦横は任意とする。A3版も可とするがA4版に折り込むこと。
- ・表紙・目次を含め20ページ以内（両面印刷可）とし、表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。なお、A3版は片面につき2ページとみなす。

ウ 会社概要書【様式第4号】

エ 類似業務実績表【様式第5号】

オ 業務推進体制一覧表【様式第6号】

カ 担当者経歴書【様式第7号】

キ 見積書【様式第8号】

見積の詳細が分かるように内訳書（任意様式）を添付すること。

(2)提案内容

ア 業務に関する具体的な手法及び提案

- ・策定の視点、考え方
- ・策定に向けた検討支援方法
- ・調査分析・課題の把握及び重点課題の抽出方法

イ 業務行程・スケジュール

- ・本業務で実施しようとする各業務の工程、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

ウ 業務執行体制について

- ・業務執行体制
- ・業務責任者（専ら本業務に従事し、当該業務において受託者を代表する者）の氏名役割、経歴、主な業務実績など。
- ・業務従事者（専ら本業務に従事する者）の氏名、経歴、主な業務実績など。
- ・チーム編成の考え方・特色

エ その他独自の提案事項

(3)提出部数

10部(正本1部、副本9部)

(4)提出期限

令和7年9月19日(金) 午後5時(必着)

(5)提出先及び方法

「12 担当課」へ持参または郵送(書留郵便に限る。)

※持参による場合は、事前に担当課へ連絡するとともに、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)とする。

8 企画提案書等の審査

市が設置する「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」で、提出された企画提案書等について評価基準に基づき一次審査及び二次審査を行い、二次審査における最も高い評価点を獲得した提案者を受託候補者として選定する。

最も高い評価点を獲得した提案者が複数ある場合には、選定委員会により別途協議し、受託候補者を選定する。

(1)一次審査(書類選考)

ア 日時

令和7年10月(予定)

イ 実施方法

提出された企画提案書等を対象に、「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務評価基準」に基づき、書面審査を実施し、評価点数が高い順に上位3者を選定する。

評価点の合計が同点になった者が複数ある場合には、同点になった者すべてを選定する。

ただし、提案者が3者以下の場合、一次審査は行わないものとし、二次審査において、企画提案書等についても併せて審査する。

二次審査(プレゼンテーション)では、一次審査(書類審査)の評価点を加算しない。

ウ 一次審査結果の通知

企画提案書類提出者全員に対し、書面により通知する。

(2)二次審査(プレゼンテーション)

ア 日時・場所

令和7年10月(予定) 吉野川市役所

※プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションを行う順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションの出席者

出席者は3名以内とし、「プレゼンテーション出席者報告書【様式第11号】」を提出すること。

ウ 持ち時間

プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

エ 説明内容

7(1)の資料を用いて説明し、当日の差替え、追加は認めない。

オ 使用機材

スクリーン、プロジェクター及び電源は吉野川市で用意し、その他の機材は提案者において用意する。

カ 二次審査結果の通知

二次審査参加者全員に対し、書面により通知する。

9 選考方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、本業務の受託候補者を選定する。

なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

(1) 審査基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に関する評価項目及び点数は、別紙「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務評価基準表」のとおりとする。

(2) 選定方法

ア 「(1) 審査基準」に基づき、評価点数の合計が最も高い者を受託候補者に選定する。また、2番目に高い者を次点者に選定するものとする。

最も高い評価点数を獲得した提案者が複数ある場合には、選定委員会により別途協議し、受託候補者を選定する。

イ 各選定委員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の6割を最低基準点とし、各選定委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は選外とする。

ウ 参加事業者が1者のみの場合で、各選定委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該事業者を受託候補者とする。

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果については、受託候補者のみ吉野川市のホームページに掲載する。

イ 評価点数は公表しない。

ウ 審査・選定結果に関する電話やFAX、電子メール等による問い合わせには一切応じない。

エ 応募者は、審査結果に関する異議を申し立てることはできない。

10 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合

(3) 業務委託料の上限を超えた見積額を提出した場合

- (4) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 提出書類等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 提出書類等に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (8) 前各号に掲げるものの他、著しく信義に反する行為等により選定委員会が失格と認めた場合

11 その他

- (1) 提出された書類は返還しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書提出期限後の提案書等の修正又は変更は原則応じない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるとする。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合にあっては、本市と協議の上業務の一部を委託することができる。
- (6) 業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の履行期間が終了した後も同様とする。

12 担当課

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市健康福祉部長寿いきがい課高齢福祉係

電話番号:0883-22-2264 FAX:0883-22-2260

E メール :kaigo@yoshinogawa.i-tokushima.jp